

鳥栖市通学路等安全対策 プログラム

鳥栖市通学路等安全対策推進会議

令和3年4月改定

鳥栖市通学路等安全対策プログラム

鳥栖市通学路等安全対策推進会議

プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生するといった痛ましい事故が相次いで発生しました。これを受け、平成24年5月に国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁連名で、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取組を行うよう通達がありました。この通達に沿って、鳥栖市におきましても平成24年6月より教育委員会が主体となり「通学路合同点検」を実施したところです。

この合同点検では、国土交通省鳥栖維持出張所、佐賀県東部土木事務所、鳥栖警察署、鳥栖市、鳥栖市教育委員会及び学校関係者の出席のもと、市内小学校の通学路の現状確認を行うとともに、危険箇所の対策を検討しました。

鳥栖市では、鳥栖市総合計画において「住みたくなるまち、鳥栖—鳥栖スタイルの確立—」を将来都市像とし、その中で取り組むべき重要な事業としても、安全・安心・快適な道路づくりプロジェクトに取り組んでいます。

これまでに実施した通学路安全点検を一過性のものとせず、今後も継続的に取組むため、「鳥栖市通学路安全対策プログラム」を策定しました。

また、令和元年5月に滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の未就学児らが死傷する交通事故が発生いたしました。このため、幼稚園、保育所、認定こども園等のほか、その所管機関や交通管理者、道路管理者等の連携・協力により、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施し、危険箇所の対策を検討しました。今後も、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下、「通学路等」という。）の安全確保に取り組んでいくため、令和3年4月に本プログラムを「鳥栖市通学路等安全対策プログラム」に改正しました。

このプログラムは、通学路等に関する機関、部署、団体の連携体制を構築し、計画的、継続的に通学路等の安全対策を図ることを目的としたものです。今後、このプログラムに基づき、「事故のない安全で安心な通学路等の確保」を目指してまいります。

プログラム作成の主旨

- 1 継続的に通学路等の安全対策を実施し、未就学児、児童、生徒の安全を確保します。
- 2 地域、保護者、行政機関が連携し、鳥栖市全体での安全対策を推進します。
- 3 対策実施後も実施効果について検証し、交通安全対策の向上に努めます。

鳥栖市通学路等安全対策推進会議

通学路等については、実際に通学路等を利用する児童らへの安全教育、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係者各位が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。

そのような現状を踏まえ、今後は各関係機関が連携を強化することを目的とし、以下にあげる機関、団体による「鳥栖市通学路等安全対策推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置し、効果的な安全対策の実現を図ります。

機関・団体名	
学校関係者	鳥栖市教育委員会事務局学校教育課
	鳥栖市立小・中学校（教職員、ＰＴＡ役員）
保育施設等関係者	鳥栖市こども育成課
	保育施設等（幼稚園、保育所、認定こども園など）
交通管理者	鳥栖警察署交通課
道路管理者	国土交通省佐賀国道事務所鳥栖維持出張所
	佐賀県東部土木事務所
	鳥栖市維持管理課
地域関係者	区長、各地区交通(安全)対策協議会、交通安全指導員 他

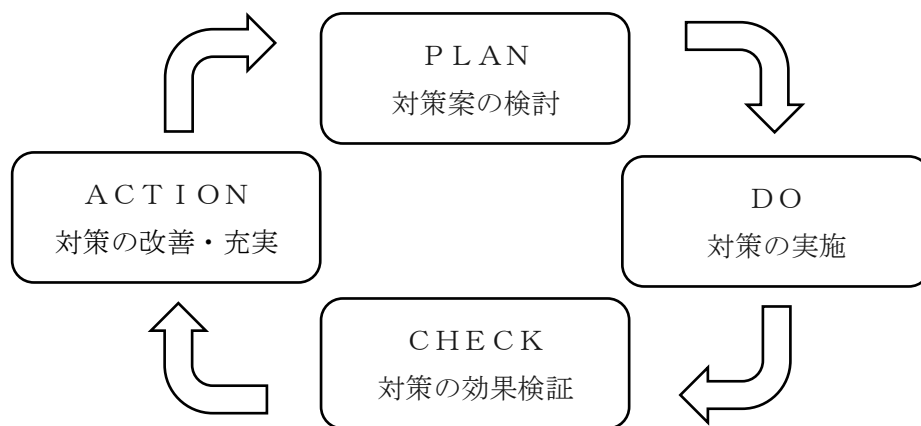
通学路等安全対策の取組方針

鳥栖市では、平成24年度に教育委員会、学校関係者、交通管理者、道路管理者及び自治会等による通学路の緊急合同点検を実施しましたが、今後通学する児童数の変遷等により通学路の変更が生じることや、交通状況の変化、道路施設の老朽化等による危険箇所の発生などが考えられることから、合同点検を継続的に実施し、通学路の安全対策を行うことで通学児童の安全確保を図ります。

また、令和元年度においては、通学路の合同点検に加え、保育施設等関係者やその所管機関、交通管理者、道路管理者等により、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施しました。今後も継続的に関係機関で点検を行い、交差点や横断歩道等局所的な対策などの道路交通安全環境の整備や、地域ぐるみで子どもを見守るための対策等を検討、実施し、子どもの安全な通行を確保します。

安全対策実施後については効果の検証を行い、効果的、効率的な対策手法の確立のもとに、更なる安全対策の向上を図ります。

【通学路等安全確保に向けたPDCAサイクルのイメージ】



通学路等安全対策の具体的取組

(1) 危険箇所の把握

学校関係者、保育施設等関係者が通学路等を調査し、危険箇所を把握します。改善を求める危険箇所については、地図や写真等の必要書類を添付して、その所管課（教育委員会、こども育成課）に報告します。

(2) 合同点検、緊急点検の実施

小学校区別に推進会議を開催し、把握した危険箇所の合同点検を実施します。点検時には、参加機関、団体で対策の立案に向けた意見交換を行い、危険箇所の解消に一体となって取り組みます。

なお、緊急的に点検を実施する必要がある場合は、合同点検を運営する教育委員会又はこども育成課とその都度協議し、必要な関係機関等が参加する緊急点検を適宜実施します。

(3) 対策案の検討

合同点検、緊急点検の結果に基づき、安全施設整備や交通規制等のハード対策、交通安全教育等のソフト対策など、効果的な安全対策を実施機関で検討します。

(4) 対策の実施

関係機関、団体で連携を図りながら、円滑に対策を実施します。

なお、ハード対策のうち短期的に実施が可能なもの（路面標示、カラー舗装、防護柵など安全施設の整備、改修等）については、緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的な対応が必要なもの（歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号機設置等）については、整備に向けた検討を進め、実施に向けて取り組みます。

(5) 対策の効果検証

実施した対策について、通学路等の安全性への効果を検証します。なお、検証手法については、対策箇所の利用状況に応じて検討します。

（検証手法の例）

- ・ 対策箇所を通行する児童、生徒、保護者にアンケートなどを実施し、「ヒヤリハットの軽減」といった安全対策効果の確認
- ・ 対策箇所を通行するドライバーの意見、感想の収集
- ・ 対策箇所における車と歩行者との隔離、車両の徐行通行状況といった変化を確認し、児童ら歩行者の安全を確認
- ・ 対応箇所における事故件数推移の確認

(6) 対策の改善・充実

対策の効果兼所を踏まえて、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。

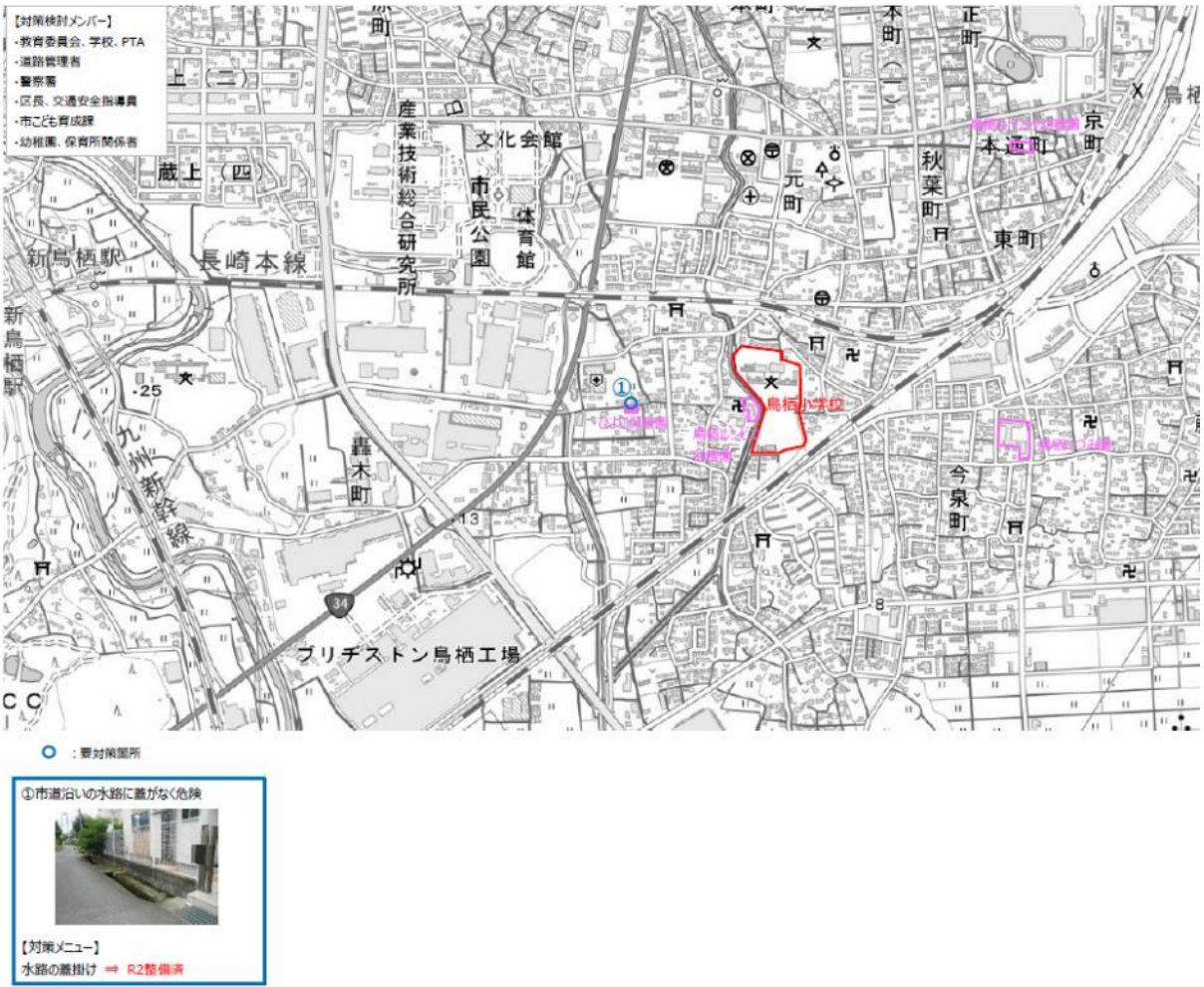
(7) 対策箇所の公表

通学路等の危険箇所の位置や対策内容については、関係者の認識を共有することに加え、子どもの交通安全に対する市民の認識を深め、ドライバー等への注意喚起を促すことを目的に、対策内容が確定した段階で、「通学路等安全対策一覧表」及び「通学路等安全対策箇所図」を鳥栖市ホームページにて公表します。

「通学路等安全対策一覧表」

No	小学校名/園名	道路種別	路線名/場所	対策内容	対策実施機関	対策完了 予定時期	箇所図 対応番号

「通学路等安全対策箇所図」(例)



【取組内容の担当】

内容		担当
危険箇所の把握	調査、報告	鳥栖市立学校関係者 保育施設等
	取りまとめ	教育委員会 こども育成課
合同点検	日程調整、開催案内、運営、進行	教育委員会 こども育成課
	危険箇所の点検	推進会議
	点検結果の取りまとめ	維持管理課
緊急点検	実施要請	鳥栖市立学校関係者 保育施設等
	実施可否、日程調整、開催案内、運営、進行	教育委員会 こども育成課
	危険箇所の点検	推進会議の構成員から必要 に応じて対応
	点検結果の取りまとめ	維持管理課
対策案の検討		各関係機関
対策の実施		各関係機関
対策の効果検証	検証手法の検討	対策を実施した各関係機関
	対策の効果の調査、報告	検証手法により必要に応じ て対応
	対策の効果の取りまとめ	教育委員会 こども育成課 維持管理課
対策の改善・充実		各関係機関
対策箇所の公表	一覧表、箇所図の取りまとめ、作成	維持管理課
	一覧表、箇所図のホームページでの公表	維持管理課

通学路の設定、安全管理に関する法令

○【交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令】（昭和41年4月1日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

○【学校保健安全法】（昭和32年4月10日 法律第五十六号）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会に治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努められたいこと。

○【交通安全対策基本法】（昭和45年6月1日 法律第百十号）

（交通安全業務計画）

第二十四条 指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。

2 交通安全業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 交通の安全に関し、当該年度において指定行政機関が講ずべき施策
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項
- 3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交通安全業務計画を作成したときは、すみやかに、

これを内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する。

○【令和2年度文部科学省交通安全業務計画】

1 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学路を含めた地域社会の安全を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであることから、教育委員会・学校、家庭、警察、道路管理者等の関係機関で連携して地域全体で通学路の安全確保を効果的に行うことが重要である。学校設置者・学校（以下「学校設置者等という。」）は、地域と一体となった連携体制を構築し、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を実施し、道路交通実態に応じ、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進すること。

また、学校設置者等は、警察、道路管理者等の関係機関に対し、通学路の歩道整備等及び押ボタン式信号機、歩車分離式信号、歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充など交通安全施設等の重点的な整備、スクール・ゾーンの設定等学校周辺の交通規制の拡大等について働きかけること。

第3 主要対策

1 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学路における交通安全の促進

ア 通学路の設定と安全点検

(ア) 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づく社会資本整備事業の実施に際しては、交通安全対策基本法に基づいて設けられている都道府県、市町村の交通安全対策会議等を活用して、教育委員会等の意見が反映されるよう努める。

(イ) 市町村の教育委員会においては、学校が通学路を設定する際には、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して安全な通学路及び登下校の時間帯を設定するよう指導するとともに、警察、道路管理者等と連携して、定期的な点検の実施や、必要に応じて随時点検を実施するなど通学路の安全確保に努めること。なお、点検に当たっては、自転車通学・通行の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行う。

また、市町村の教育委員会は、道路管理者、警察、PTA等と連携して、通学路の安全対策を推進する体制を構築するとともに、通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定し、これに基づく取組を継続して推進する。

さらに以上の内容を踏まえ、必要に応じ、管内国公私立の学校の通学路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

特に、昨今、未就学児が日常的に集団で移動する経路において交通事故が発生したことに鑑み、通学路以外の未就学児等が集団で移動する経路等についてもコースの見直しや安全対策を講じる。

ウ スクール・ゾーンの設定の推進とその定着化

教育委員会、幼稚園等及び小学校等においては、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、幼稚園等及び小学校等を中心に周囲五〇〇メートルを範囲とするスクール・ゾーン（特に子供の交通安全の確保を図る特定地域）の設定及び定着化を積極的に推進する。